

① 「社会を明るくする運動」強調月間活動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、町においても幡東保護司会から町在住の保護司の方が大方中学校前で強調月間活動を行いました。

その後、本庁にて尾崎憲二分区長から町長に「内閣総理大臣メッセージ」の伝達を行い、懇談会を実施しました。



○お問い合わせ

教育委員会 人権係 ☎55-3117

② 行政相談所の開設

◆内容 行政相談委員による無料行政相談【要予約】
「行政手続き」に関する困りごとについて、行政相談委員が相談に応じます。

◆日時・場所 9月4日(金)

- ・午前10時～正午 上田の口集会所
- ・午後1時30分～午後3時30分 早咲老人憩の家

◆申込期限 2日前まで

○予約・お問い合わせ

教育委員会 人権係 ☎55-3117

③ 全国一斉「こどもの人権相談」強化週間

高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、学校における「いじめ」や家庭内における児童虐待など、こどもの人権問題解消に向け、下記のとおり「こどもの人権相談」の強化週間を実施します。期間中は相談時間を延長するとともに、土曜日・日曜日にも相談を受けします。

また、電話は、児童・生徒の皆さんが安心して相談できるよう、フリーダイヤルとしていますので、学校や家庭、友達関係の悩みごとなど、何でも御相談ください。

◆期間 8月28日(金)～9月3日(木)

◆受付時間

午前8時30分～午後7時

ただし、土曜日・日曜日は午前10時～午後5時

◆開設場所

高知地方法務局人権擁護課

(土曜日・日曜日は高松法務局人権擁護部)

◆「こどもの人権110番」

☎0120(007)110

※フリーダイヤル

※IP電話からは接続できません。

◆取扱内容

いじめ、ネットによる誹謗・中傷、体罰、児童虐待などのこどもをめぐる人権問題

◆その他 相談は無料、秘密は厳守します。

○お問い合わせ

高知地方法務局人権擁護課

☎088-822-3503

④ 多重債務者無料相談会のご案内～お金に関する悩みをお気軽にご相談ください～

借金の返済に関する無料相談会を、高知市と四万十市で開催します。

開催日時	会 場
10月4日(日) 午後1時～午後4時	高知県立消費生活センター(ソール2階)(高知市旭町3-115) 予約: ☎088-824-0999(高知県立消費生活センター)
10月17日(土) 午後1時～午後4時	四万十市役所 3階(四万十市中村大橋通4-10) 予約: ☎34-8805(幡多広域消費生活センター) ※完全予約制(事前予約の相談者がいない場合は中止となります)
10月24日(土) 午後1時～午後4時	高知市消費生活センター(高知市役所1階)(高知市本町5-1-45) 予約: ☎088-823-9433(高知市消費生活センター)

あわせて「こころの健康相談会」を、高知県立消費生活センター、四万十市役所の2会場で同時に開催します。心身に不調を抱えておられる方も、お気軽にご相談ください。

※開催日により、会場が異なりますので、ご注意ください。

各日も2日前までにご予約ください。希望の時間があれば、あらかじめお知らせいただけるとスムーズにご案内できます(四万十市役所会場のみ完全予約制です)。最終受付は終了時間の30分前です(ただし、受付時間内でも人数が多い場合は、受付を制限する場合がありますので、ご了承ください)。

契約書、督促状など借金の状況が分かる書類をお持ちください。

○お問い合わせ 高知県文化生活部県民生活課 ☎088-823-9653